

ソラリス共通利用規約

2026 年 8 月 1 日

小売電気事業者：株式会社イーネットワークシステムズ

目次

I	総則	3
1.	適用	3
2.	本規約の変更	3
3.	定義	3
II	契約の申込み	4
5.	本サービスの内容および申込み.....	4
6.	申込みの承諾	4
7.	契約成立の時期並びに契約期間.....	5
8.	契約の単位	5
III	太陽光発電システム	5
9.	通常利用	5
10.	停電時の非常用電力としての利用.....	5
11.	屋根等の利用	6
12.	太陽光発電システムの設置等.....	6
13.	設置費用	6
14.	太陽光発電システムの管理義務.....	6
15.	太陽光発電システムの譲渡等.....	7
16.	修理等措置	7
17.	不可抗力	8
18.	免責	8
IV	サービス利用料	8
19.	サービス利用料	8
20.	サービス利用料の支払義務、支払期日.....	8
21.	サービス利用料その他の支払方法.....	9
22.	遅延利息	9
23.	連帯保証人	9
V	発電の停止等	10
24.	需要場所への立入りによる業務の実施.....	10
25.	発電の停止	10
26.	設備の賠償	11

VI	契約の変更および終了	11
27.	契約の名義変更	11
28.	契約の解約等	11
29.	解約違約金	13
30.	太陽光発電システムの撤去、原状復旧等.....	13
31.	誓約事項	13
32.	事故処理	14
33.	契約終了後の債権債務関係.....	14
34.	契約終了後の余剰電力.....	14
VII	工事費の負担	15
35.	工事費負担金	15
36.	需給開始に至らずに需給契約が終了する場合の費用の申受け.....	15
VIII	その他	15
37.	反社会的勢力の排除	15
38.	表明保証	16
39.	届出	16
40.	通知	16
41.	分離可能性	16
42.	誠実協議	16
43.	合意管轄	16

I 総則

1. 適用

ソラリス利用規約（以下「本規約」といいます。）は、株式会社イーネットワークシステムズ（以下「当社」といいます。）が、お客さまの所有する建物に当社所有の太陽光発電システムを設置して発電した電気をお客さまがその需要に応じて自家消費することを主たる内容とする「ソラリス」サービスについて、利用料金その他の供給条件を定めるものです。

2. 本規約の変更

- (1) 当社は、民法第 548 条の 4 の規定に基づき、この供給約款の内容を変更することがあります。この場合、効力発生時期が到来した後の利用料金その他の供給条件は、変更後の利用規約によります。
- (2) 一般送配電事業者が定める託送供給等約款の変更または法令の制定もしくは改廃により、この利用規約を変更する必要性が生じた場合、当社は、変更後（変更予定を含みます。）の託送供給等約款または法令をふまえ、民法第 548 条の 4 の規定に基づき、この利用規約を変更することがあります。この場合、効力発生時期が到来した後の利用料金その他の供給条件は、変更後の利用規約によります。
- (3) 当社は、この利用規約を変更する場合、あらかじめその効力発生時期を定め、かつ効力発生時期までに相当な予告期間をおいて、この利用規約を変更する旨、変更後の利用規約の内容およびその効力発生時期をインターネットの利用その他の当社が適切と考える方法により周知することとします。

3. 定義

次の言葉は、本規約においてそれぞれ次の意味で使用いたします。

- (1) 一般送配電事業者
電気事業法第 2 条第 1 項第 9 号に定める事業者で、お客さまの供給区域において託送供給等を行う事業者をいいます。
- (2) 本件太陽光発電システム
本件建物に設置される太陽電池モジュール、接続箱、パワーコンディショナ、その他太陽光発電に関する機器等の総称をいいます。また本件太陽光発電システムとあわせて蓄電設備、ヒートポンプを利用した電気給湯器（以下「ヒートポンプ式電気給湯器」といいます。）を設置する場合はそれらに関する機器等も含みます。以下同じとします。
- (3) お客さま
当社と本件契約を締結し、本サービスを利用する方をいいます。
- (4) 本件契約

5（本サービスの内容および申込み）および6（申込みの承諾）に従って締結された本サービスにかかる契約をいいます。

(5) 本件建物

当社が本件太陽光発電システムを設置するお客さま所有の建物をいいます。

(6) 本件電力

本件太陽光発電システムによって発電した電力をいいます。

(7) 自家消費

本件電力を本件建物で消費することをいいます。

(8) 余剰電力

本件電力のうち、自家消費されずに余った分の電力であって、再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法（以下「再エネ特措法」といいます。）に基づき、一般送配電事業者が買い取る電力のことをいいます。

(9) 本サービス

当社が、お客さまの所有する本件建物の屋根の上に、当社が所有する本件太陽光発電システムを設置し、本件太陽光発電システムが発電した電力をお客さまが自家消費することを主たる内容とし、本規約に定めるところに従い提供する「ソラリス」サービスをいいます。

(10) 料金適用開始日

一般送配電事業者に対する余剰電力の供給が開始された日をいいます。

4. 単位および端数処理

本規約において利用料金その他の計算における金額の単位は、1 円とし、その端数は、小数点以下第 1 位で四捨五入いたします。

II 契約の申込み

5. 本サービスの内容および申込み

- (1) お客さまが新たに本サービスのご利用を希望される場合は、あらかじめ当社所定の審査を経て、本規約の内容を承諾のうえ、当社所定の様式によって本件契約の申込みをしていただきます。
- (2) 本サービスのご利用には、別途、「土地・建造物の「屋根／屋上」の無償使用に関する同意書」等当社所定の同意書を差し入れていただきます。

6. 申込みの承諾

当社は、お客さまから前条に基づく申込みがあった場合には、お申込み内容を確認のうえ、本件契約を締結するときは、承諾する旨をお客さまに通知するものとします。なお、当社は、次の場合、本件契約の申込みを承諾しないことがあります。

- イ 当社が定める本サービスの利用のために満たすべき申込みの要件が満たされていないとき。
- ロ 本サービスの申込書に不備があるときまたは虚偽の事実が記載されているとき。
- ハ その他本件契約の締結が不適切であると当社が判断したとき。

7. 契約成立の時期並びに契約期間

本件契約は、前条に定める承諾の通知がお客さまに到達したときに成立するものとし、その契約期間は、本件太陽光発電システムに係る系統連系開始日から、お客さまと当社との間で締結するソラリス利用契約書に記載の契約期間までとします。但し、再エネ特措法に基づく運転開始期限日（再生可能エネルギー発電事業計画の認定日から起算して 1 年後の日。以下同じ。）までに一般送配電事業者に対する余剰電力の供給が開始されない場合には、本件契約は当然に効力を失います。

8. 契約の単位

当社はお客さまとの間で、1 需要場所について 1 契約種別を適用して、1 本件契約を結びます。

III 太陽光発電システム

9. 通常利用

- (1) お客さまは、本件電力のうち、本件太陽光発電システムが設置されている需要場所において、お客さま自身の需要に応じて現に消費するものについて、自家消費することが出来るものとします。但し、お客さまが自家消費した本件電力に係る環境価値は当社に帰属するものとし、当社が自由に処分できるものとします。なお、国または地方公共団体等による補助金等の受領の要件として自家消費分への環境価値の帰属が求められている場合であって、かつ、当社がその補助金等を受領する場合には、当該補助金等の要件の求める環境価値の譲渡先へ環境価値を譲渡いたします。
- (2) 本件電力のうち、本条（1）により自家消費されるもの以外の電力は当社が自由に利用し処分できるものとします。

10. 停電時の非常用電力としての利用

お客さまは、本件契約の契約期間中、停電により本件建物に対する一般送配電事業者が維持および運用する供給設備を介して行われる電気の供給が停止した場合に、本件太陽光発電システムが正常に稼働しているときは、当社 web サイト等に掲載する所定の条件および方法に従って、本件建物に設置されかつ本件太陽光発電システムに接続されたコンセント

1 箇所から供給される本件電力（以下「非常用電力」といいます。）を自ら無償で利用することができるものとします。但し、当社または一般送配電事業者により、本件太陽光発電システムに接続されたコンセントの利用の停止を求められた場合、その他事由の如何を問わず非常用電力が利用できない場合は、この限りではありません。

11. 屋根等の利用

- (1) お客様は、本件契約の契約期間中、当社が、本件建物のうち本件太陽光発電システムの設置および利用に必要な屋根その他の部分および本件建物の敷地（以下総称して「屋根等」といいます。）を無償で利用することを異議なく承諾するものとします。
- (2) お客様は本条（1）に定める屋根等の利用につき、法令の制定または改正等により第三者に対する対抗要件の制度が導入され、その具備が可能となった場合、当社が直ちに当該対抗要件を具備することができるよう、申請等の手続きを行うものとします。

12. 太陽光発電システムの設置等

- (1) 当社は、本件太陽光発電システムの設置工事に関する請負契約（以下「本件請負契約」といいます。）を請負人（以下「設置担当者」といいます。）との間で締結することにより、設置担当者をして、本件太陽光発電システムを本件建物の所定の場所に設置します。
- (2) お客様は、本件太陽光発電システムを設置するにあたり、本件建物の屋根材、壁材その他の構成部分の交換、加工等が行われる場合があることにつき、あらかじめ異議なく承諾するものとします。

13. 設置費用

当社は、本件請負契約に基づく本件太陽光発電システムの設置に係る費用を負担します。但し、既築建物への設置にかかる足場代、実測費用等（以下総称して「設置費負担金」といいます。）は、あらかじめお客様に通知の上、お客様にご負担いただきます。

14. 太陽光発電システムの管理義務

- (1) お客様は、本件契約の契約期間中、本件太陽光発電システムを、善良なる管理者の注意をもって管理するものとします。
- (2) お客様は、本件太陽光発電システムの全部または一部に、故障、不具合その他の異常を発見した場合には、速やかに当社に通知するものとします。
- (3) お客様は、リフォーム、改築その他本件建物に関して本件太陽光発電システムに影響を及ぼしうる工事を行う場合には、当社に対して2ヶ月前までに連絡し、当社の書

面（電磁的方法を含みます。以下同じ。）による承諾を得るものとします。当該承諾を拒む場合、当社は合理的な理由を示すものとします。

- (4) お客様は、本件契約の契約期間中、本件太陽光発電システムの設置運用に支障が生じないように、本件建物を維持管理するものとします。

15. 太陽光発電システムの譲渡等

- (1) 当社は、本件契約の契約期間が満了した場合、その他事由の如何を問わず本件契約が終了した場合、当該終了時点をもって、本件太陽光発電システムをお客さまに無償譲渡するものとし、これにより、本件太陽光発電システムの所有権および当該終了時点以降に発電された本件電力の利用処分権は、何らの手続きを要することなく当然にお客さまに移転するものとします。但し、お客さまが当社に対し、29（解約違約金）に定める解約違約金、未払いのサービス利用料金、損害賠償金その他の債務の支払義務を負う場合には、当該解約違約金等の全ての債務の支払完了時点をもって、当社は本件太陽光発電システムをお客さまに譲渡するものとします。
- (2) 本条（1）の譲渡は、譲渡時点での本件太陽光発電システムを現状有姿にて譲渡するものとし、当社はお客さまに対し、本件太陽光発電システムの経年による劣化、性能低下および不具合並びに本件太陽光発電システムによる発電量の低下等について、一切責任を負わないものとします。なお、本件太陽光発電システムのメーカーによる保証期間が残存している場合には、当社は、当該メーカーの承諾が得られる限りにおいて、当該保証に関する契約をお客さまに承継するものとします。
- (3) 本件契約が契約期間の満了前に終了し、本条（1）による譲渡を行う場合において、お客さまが希望するときは、当社は、当該譲渡に係る変更認定申請その他再エネ特措法における認定事業者の地位をお客さまに移転するために必要な手続きに、合理的な範囲において、協力するものとします。

16. 修理等措置

- (1) 当社は、本件契約の契約期間中に、本件太陽光発電システムに故障、不具合その他の異常を認識した場合には、遅滞なく修理、交換、その他当社が適切と考える措置（以下「修理等措置」といいます。）を行い、本件太陽光発電システムを良好な状態に保つものとします。
- (2) 本件契約の契約期間中における修理等措置に要する費用は当社が負担します。なお、お客さまの故意または過失により発生した修理等措置に要する費用については、26（設備の賠償）のとおり取り扱います。

17. 不可抗力

当社またはお客さまは、自らの合理的な支配が及ばず、かつ自らの責に帰すべからざる事由または状況（以下「不可抗力事由」といいます。）により、本件契約に基づく債務の履行に関して履行遅滞または履行不能となった場合には、当該履行遅滞または履行不能について責任を負わないものとします。不可抗力事由には、地震、津波もしくは噴火またはこれらに起因する火災等の天災地変、戦争、内乱、輸送機関の停止、ストライキ、当社または一般送配電事業者が管理する機器等の不具合または故障等、法令の新設・改廃、政府の方針の変更等が含まれるものとします。但し、不可抗力事由は本条に記載された事由に限定されないものとします。

18. 免責

- (1) 当社は、一般送配電事業者が維持および運用する供給設備を介して受ける電気の供給が停止されたことによりお客さまが被った損害について、それが当社の責に帰すべからざる事由によるときは、一切の責任を負わないものとします。
- (2) 当社は、非常用電力を使用できないことによりお客さまが被った損害について、それが当社の責に帰すべからざる事由によるときは、一切の責任を負わないものとします。
- (3) 当社は、16（修理等措置）(1)に定める修理等措置の遅延等によりお客さまが被った損害について、それが当社の責に帰すべからざる事由によるときは、一切の責任を負わないものとします。
- (4) お客さまが被った損害について、当社が賠償責任を負う場合であっても、当社が賠償する損害の範囲は、当社に故意または重過失がある場合を除き、逸失利益を除いた通常かつ現実の損害に限るものとします。
- (5) お客さまは本条（1）から（4）までの内容を十分に理解し、あらかじめ異議なく承諾するものとします。

IV サービス利用料

19. サービス利用料

- (1) サービス利用料は、料金適用開始日から発生するものとし、ソラリス利用契約書に定める金額とします。
- (2) 本サービスをご利用のお客さまのサービス利用料は、電気の需給契約に基づく料金と合算してお支払いいただきます。
- (3) 市場価格の変動等によりサービス利用料の料金単価が変更になる場合があります。

20. サービス利用料の支払義務、支払期日

- (1) 毎月のサービス利用料の支払義務は、その翌月における料金適用開始日に応答する日に発生いたします。
- (2) サービス利用料は、1 か月単位で支払っていただくものとし、1 か月に満たない月の途中で本件契約が終了した場合であっても、1 か月分のサービス利用料をお支払いいただきます。
- (3) サービス利用料は、支払期日までに支払っていただきます。
- (4) 支払期日は、当社が指定した様式によりあらかじめお客さまに通知した日といたします。
- (5) 支払期日が日曜日または銀行法第 15 条第 1 項に規定する政令で定める日（以下「休日」といいます。）に該当する場合には、当社は、支払期日を翌日に延伸いたします。また、延伸した日が日曜日または休日に該当する場合は、さらに 1 日延伸いたします。
- (6) サービス利用料は、本件契約の契約期間中において、理由の如何を問わず物件を使用しない期間若しくは使用できない期間があったとしても、減免されません。

21. サービス利用料その他の支払方法

- (1) お客さまは、サービス利用料については毎月、工事費負担金その他についてはその都度お客さまが当社の指定するクレジット会社との契約に基づき、そのクレジット会社に立替えさせる方法、その他当社が適当と認める方法により支払っていただきます。
- (2) サービス利用料は、支払義務が発生した順序で支払っていただきます。
- (3) 金融機関等との手続きの関係で、初回のサービス利用料の支払いが間に合わない場合は、翌月以降分とあわせてお支払いいただく場合があります。
- (4) 振込手数料はお客さまにご負担いただきます。

22. 遅延利息

- (1) お客さまがサービス利用料その他の債務（遅延損害金を除きます。）を支払期日が経過してもなお支払われない場合には、当社は、支払期日の翌日から支払日までの日数に応じて延滞利息を申し受けることがあります。遅延利息は年率 14.6%の割合で算定します。なお、閏年の日を含む期間についても、年率 14.6%の割合は 365 日あたりの割合といたします。
- (2) 遅延利息は、原則として、お客さまが遅延利息の算定の対象となる料金を支払われた直後に支払義務が発生する料金とあわせて支払っていただきます。

23. 連帯保証人

- (1) お客様の債務を連帯保証する連帯保証人は、ソラリス利用契約に基づく債務に加え、本サービス等お客様と当社が電気の需給契約を締結している場合は、電気の需給契約上お客様が当社に対して負担する一切の債務について、連帯保証するものとします。
- (2) 前項の場合、連帯保証人の責任は、29（解約違約金）に定める金額に 50 万円を加えた金額としてソラリス利用契約書に定めた極度額を上限とします。

V 発電の停止等

24. 需要場所への立入りによる業務の実施

当社（当社の委託先を含みます。）および一般送配電事業者は、次の業務を実施するため、お客様の承諾を得て（但し、緊急の場合にはお客様の承諾を得ることなしに）本件建物およびその敷地に無償で立ち入らせていただくことがあります。なお、お客様の求めに応じ、係員は、所定の証明書を提示いたします。

- イ 本件太陽光発電システムを本件建物に設置する工事の実施
- ロ 本件太陽光発電システムの保守、運用、点検、修理、交換等
- ハ 需給地点に至るまでの一般送配電事業者の供給設備または計量器等、需要場所内の一般送配電事業に係る電気工作物の設計、施工、改修または検査
- ニ 不正な状態（当社または一般送配電事業者が設置した時点と異なる状態をいい、停電時以外においても非常用電力が利用できる状態、および本件太陽光発電システムの電源が切れている状態を含みます。以下同じです。）での電気の使用を防止するために必要なお客様の電気機器の試験、契約負荷設備、契約主開閉器もしくはその他電気工作物の確認もしくは検査または電気の使用用途の確認
- ホ 本件契約の解約または終了により必要な処置

25. 発電の停止

当社は、次のいずれかに該当すると当社が判断した場合には、本件太陽光発電システムによる発電を停止できるものとします。

- イ 本件太陽光発電システムの保守、運用、点検、修理、交換等のために停止が必要な場合。
- ロ 17（不可抗力）に定める不可抗力事由、その他当社の責に帰すべからざる事由により、停止が必要な場合。
- ハ 法令または行政機関からの命令、勧告等に基づいて停止が必要な場合。
- ニ 電気の保安等のため、停止が必要な場合。
- ホ お客様に本件契約または本規約への違反があった場合。
- ヘ 28（契約の解約等）（1）に定める解約事由が発生した場合。

26. 設備の賠償

お客さまが故意または過失によって、本件太陽光発電システムを損傷し、または亡失した場合は、当該設備について次の金額を賠償していただきます。

イ 修理可能な場合は、当該修理費用。

ロ 亡失または修理不可能な場合は、29（解約違約金）に定める解約違約金。この場合、本件契約は当然に終了するものとします。

VI 契約の変更および終了

27. 契約の名義変更

- (1) お客さまが、お客さまの本件契約上の地位を本件建物の所有権とともに新たなお客さまに承継することを希望される場合は、当社所定の手続きによって、お客さまより申込みをしていただきます。
- (2) 本条（1）の申込みがあった場合、当社は当社所定の審査のうえ、諾否を決定し、お客さまに通知するものとします。
- (3) 前2項による名義変更は、当社による承諾後最初に到来する、一般送配電事業者の託送供給等約款（以下「託送供給等約款」といいます。）に定める検針日をもって行うものとします。
- (4) 相続によりお客さまの本件契約上の地位が相続人に包括承継された場合には、当社所定の手続きにより書面にて申し出いただくことにより、当該相続人（但し、相続人が複数の場合はそのうちの1名とします。）に承継することができるものとします。
- (5) 前項による名義変更は、手続完了後最初に到来する託送供給等約款に定める検針日をもって行うものとします。

28. 契約の解約等

- (1) 次のいずれかの事由が発生した場合には、当社は、お客さまに対し、何らの催告なく、本件契約を解約することができます。当該解約は、当社による損害賠償の請求を妨げません。
 - イ. お客さまが当社に提出した申込書等に虚偽または不正確な記載があった場合、または重要な記載がなかった場合。
 - ロ. 公序良俗もしくは法令に違反し、または他人の権利もしくは利益を侵害する態様で電気を使用した場合。
 - ハ. 電気工作物（本件太陽光発電システムを含みます。）の改変等によって不正な状態で本件サービスを利用した場合。
 - ニ. お客さまの責に帰すべき事由により保安上の危険がある場合。

- ホ. 当社の責に帰すべからざる事由による保安上の危険がある場合であって、本件契約の継続が困難であると当社が判断した場合。
 - ヘ. お客さまがサービス利用料の支払いを 1 回でも怠った場合。
 - ト. お客さまが自ら振り出した手形・小切手が不渡りになった場合、その他支払停止または支払不能になった場合。
 - チ. お客さまが差押、仮差押仮処分もしくは競売の申立、または滞納処分を受けた場合。
 - リ. 破産手続開始、民事再生手続開始、会社更生手続開始または特別清算開始の申立を受けた場合、またはこれらの申立を自らした場合。
 - ヌ. お客さまの信用状態が著しく悪化したと認められる場合。
 - ル. お客さまが本件建物を建て替える場合。
 - ヲ. お客さまが本件契約または本規約に違反し、当社による是正の通知後 5 日以内にその違反が是正されない場合。
 - ワ. 当社または当社が指定する第三者が本件建物を調査した結果、本件建物に本件太陽光発電システムを設置することができない、または設置することが困難であると当社が判断した場合。
 - カ. 法令もしくはガイドラインの新設・改廃、制度変更、行政指導その他の事情により、本件契約の継続が困難であると当社が判断した場合。
 - ヨ. 不可抗力事由により、本件太陽光発電システムに故障、不具合その他の異常が生じた場合であって、修理等措置によっても良好な状態にならないと当社が判断した場合。
 - タ. 不可抗力事由により、本件契約に基づく債務の履行に関して履行遅滞または履行不能となった場合であって、その状況が 30 日以上継続したとき。
 - レ. 本件建物の所有権を第三者に譲渡する場合であって、本件契約上の地位を当該第三者が承継しないとき。
 - ソ. 本件建物が滅失した場合、または本件建物が毀損し、本件太陽光発電システムの設置運用が困難であると当社が判断した場合。
 - ツ. お客さまが需要場所から移転され、電気を使用されていないことが明らかな場合。
 - ネ. お客さまの責に帰すべき事由により、再エネ特措法に基づく運転開始期限日までに一般送配電事業者に対する余剰電力の供給を開始できないと当社が判断した場合。
- (2) お客さまは、前項各号の事由が発生した場合または発生する恐れがある場合には、直ちに当社に通知するものとします。
 - (3) お客さまは、当社に対し、解約しようとする日の 1 か月前までに書面にて通知することにより、本件契約を解約することができるものとします。この場合、29（解約違約金）に定める解約違約金をお支払いいただきます。

- (4) お客様が住所変更または連絡先変更の通知を怠ったこと等により、お客様の所在が不明となった場合、本件契約は所在不明が明らかになった時点において当然に終了するものとします。

29. 解約違約金

- (1) 本件契約の契約期間内に、お客様の責に帰すべき事由により当社が本件契約を解約した場合、28（契約の解約等）（3）によりお客様が本件契約を解約した場合その他事由の如何を問わず本件契約が終了した場合には、お客様は、当社に対し、当社が定める支払期日までにソラリス利用契約書に記載の解約違約金により算定される金額をお支払いいただきます。但し、当社の債務不履行その他当社の責に帰すべき事由または不可抗力事由により、解約または終了にいたった場合は除きます。なお、支払期日までにお支払いがない場合、支払期日の翌日から支払日まで年 14.6%の割合による遅延利息が発生します。また、当社は、解約違約金の回収を当社の指定する第三者に委託する場合があります。
- (2) 解約違約金を上回る損害を当社が被った場合には、解約違約金の支払いは、当社による損害賠償の請求を妨げません。

30. 太陽光発電システムの撤去、原状復旧等

- (1) 本件契約の終了時にお客様が希望したときに限り、当社は本件太陽光発電システムを撤去するものとします。
- (2) 本条(1)について、当社は本件太陽光発電システムを撤去する義務のみを負い、本件建物を原状に復する義務を負わないものとします。お客様は、当該撤去に際し、本件建物の屋根材、壁材その他の構成部分の交換、加工等による工事痕等が原状に復旧されるわけではないことを理解し、あらかじめ異議なく承諾するものとします。
- (3) 本条(1)について、本件太陽光発電システムの撤去にかかる費用は、お客様にご負担いただきます。

31. 誓約事項

- (1) 本件契約の契約期間中、お客様は、以下に定める行為を行ってはならないものとします。
- イ. 27（契約の名義の変更）の定めに従って本件契約上の地位を承継する場合を除き、本件契約上の地位、もしくは本件契約に基づく権利の全部もしくは一部を第三者に譲渡し、またはこれに質権、譲渡担保権その他の担保権を設定し、または本件契約に基づく義務の全部もしくは一部を第三者に引き受けさせること。
- ロ. 本件電力を第三者に譲渡または供給すること。

- ハ. 本件太陽光発電システム設置後、本件建物の屋根等に本件太陽光発電システムへの太陽光の照射を妨げ、もしくは減少させる設備、竹木その他の遮蔽物を設置し、または本件建物を改造する等により、本件太陽光発電システムへの太陽光の照射を妨げ、または減少させること。
- ニ. 本件太陽光発電システムに対して、改造その他の変更を加えること。
- ホ. 本件太陽光発電システムを取り外し、または撤去すること。
- ヘ. 11（屋根等の利用）（1）により当社が利用する本件建物の屋根等の部分を、第三者に使用させること。
- ト. あらかじめ当社に通知のうえ、当社指定の蓄電システムを設置する場合を除き、本件建物に蓄電システムを設置し、本件電力を蓄電すること。
- チ. 当社指定の蓄電システムに、当社指定外の運転モードで本件電力を蓄電すること。
- リ. 本件建物に本件太陽光発電システム以外の発電設備、または自然冷媒ヒートポンプ給湯機を設置すること。

(2) お客さまは、本件建物（11（屋根等の利用）（1）により当社が利用する本件建物の屋根等の部分を除きます。）を第三者に貸与その他使用させる場合、当該第三者に対し、本件契約の存在および内容を十分説明すると共に、当該第三者をして当社の本件契約に基づく本件建物の利用に協力させるものとします。なお、本項に基づき本件建物を第三者に貸与その他使用させる場合であっても、お客さまは本件契約または本規約に定める義務および責任を何ら免れるものではなく、当該第三者の責に帰すべき事由はお客さまの責に帰すべき事由とみなすものとします。

32. 事故処理

お客さまは、お客さまの責に帰すべき事由により、本件契約に関連して、第三者から苦情もしくは相談を受け、または紛議が生じた場合には、お客さまの費用および責任によりこれらに対処し、その解決にあたるものとし、当社は一切責任を負わないものとします。

33. 契約終了後の債権債務関係

本件契約期間中に生じたサービス利用料その他の債権債務は、本件契約の終了によっては消滅いたしません。

34. 契約終了後の余剰電力

本件契約の契約期間満了後、当社はお客さまとの間で余剰電力の売電契約を優先して締結できるものとします。但し、他社の売電単価が当社の売電単価よりも高い場合等お客さま

の利益を棄損する場合は、お客さまは、当社の承諾を得て、他社と契約できるものとします。

VII 工事費の負担

35. 工事費負担金

本件太陽光発電システムの設置に伴い、一般送配電事業者の供給設備を変更する場合において、当社が託送供給等約款に基づき一般送配電事業者から工事費の負担を求められた際、当社は当該工事費の実費を工事費負担金としてお客さまから申し受ける場合があります。

36. 余剰電力の供給開始に至らずに本件契約が終了する場合の費用の申受け

本件太陽光発電システムまたは一般送配電事業者の供給設備の全部または一部を施設した後、お客さまの都合またはお客さまの責に帰すべき事由により一般送配電事業者に対する余剰電力の供給開始に至らずに本件契約が終了する場合は、当社は、託送供給等約款に基づき一般送配電事業者から請求される費用の実費をお客さまから申し受ける場合があります。なお、実際に供給設備の工事を行わなかった場合であっても、測量監督等に費用を要した場合は、その実費を申し受ける場合があります。

VIII その他

37. 反社会的勢力の排除

- (1) お客さまには、本件契約の締結時点および将来にわたって、次のいずれにも該当しないことを表明し保証していただきます。
 - イ. 自らが、暴力団、暴力団員、暴力団員でなくなったときから 5 年を経過しない者、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋等、社会運動等標ぼうゴロ、特殊知能暴力集団等、その他これらに準ずる者（以下「反社会的勢力」といいます。）であること。
 - ロ. 反社会的勢力に対して資金を提供する等、反社会的勢力と社会的に非難されるべき関係を有すること。
 - ハ. 自己または第三者を利用して、詐術的、暴力的または不当な要求行為、脅迫的言動、信用棄損または業務妨害行為を行うこと。
- (2) 当社は、お客さまが本条（1）に違反していることが判明した場合、またはお客さまが本条（1）に違反していると合理的に疑われる場合には、ただちに本件契約を解約し、かつお客さまに対し当該解約によって生じた損害の賠償を請求することができる

ものとしします。この場合、お客さまは本件契約を解約されたことにより生じた一切の損害について、当社に対し損害の賠償を請求することができないものとしします。

38. 表明保証

前条に定めるほか、お客さまは、本件契約の締結時点および将来にわたって、次の事項を表明し保証するものとしします。

- イ. お客さまが当社に提出した申込書もしくは通知等に記載された事項が真実かつ正確であり、また重要な情報を省略していないこと。
- ロ. お客さまが、本件契約の契約期間中継続して、本件建物の所有権および本件建物の敷地の所有権または利用権を単独で有効に保有していること。

39. 届出

お客さまは、申込事項に変更が生じた場合、速やかに当社に対して変更事項を届け出いただきます。

40. 通知

当社からお客さまへの通知は、39（届出）に基づき当社に届け出られた連絡先に宛てて、書面の郵送その他当社が適当と判断する方法により行うものとしします。お客さまが、39（届出）の届出を怠ったため、当社からの通知が延着した場合、または到達しなかった場合、当該通知は、通常到達すべき日時に到達したものとみなします。また、お客さまが当該届出を怠ったためにお客さまに損害が生じた場合、当該損害について、当社は一切の責任を負いません。

41. 分離可能性

本規約のいずれかの規定が何らかの理由により無効となる場合であっても、本規約の他の規定が無効となるものではありません。また、本規約のある規定に裁判所において無効とされる部分が含まれる場合であっても、当該規定は有効となるために必要な限度において限定的に解釈されるものとしします。

42. 誠実協議

本件契約および本規約に定めのない事項については、信義に則り、その都度お客さまと当社との協議によって定めます。

43. 合意管轄

本件契約または本規約に関連して生じた一切の紛争については、東京地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所といたします。

(以下余白)